

米子市若者のつながりづくり応援ギフト給付実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において若者が多面的に出会い、及び交流を深める機会を創出するとともに、市内経済の活性化を図るため、市内の店舗等を利用して自発的に交流会を開催するグループに対し、予算の範囲内において応援ギフトを給付するものとし、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 おおむね20歳から39歳までの未婚者であって、米子市、境港市若しくは西伯郡若しくは日野郡又は松江市、出雲市若しくは安来市の区域内に居住し、又は勤務するものをいう。
- (2) 店舗等 米子市内の飲食店その他の施設をいう。
- (3) 交流会 次に掲げる要件を満たす会合をいう。
 - ア 若者間の新しいつながりの構築及び親睦を目的として企画されるものであって、既存のグループによる定例的なものでないこと。
 - イ 参加する者の大半が若者であり、かつ、男性及び女性がそれぞれ1人以上含まれる4人以上が参加するものであること。
 - ウ 店舗等において開催されるものであること。
- (4) 幹事 交流会を開催するグループの代表者をいう。
- (5) 応援ギフト 株式会社クオカードが発行するQUOカードPayをいう。

(給付対象者)

第3条 応援ギフトは、幹事に対して給付するものとする。

2 応援ギフトの給付の対象となる幹事は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 給付を受けた応援ギフトを、参加者（交流会に参加した者をいう。以下同じ。）に適切に分配すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(給付の額)

第4条 幹事に給付する応援ギフトは、参加者1人につき500円分とする。

(申請)

第5条 応援ギフトの給付を受けようとする幹事は、交流会を開催する日の5日前までに、市長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項を、当該幹事の使用に係る電子計算機から入力し、これを市長が指定する電子計算機に送信する方法（次条第1項において「電磁的方法」という。）により申請しなければならない。この場合におい

て、当該幹事は、自己の本人確認書類に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該幹事の使用に係る電子計算機から送信して市長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該幹事に対し、当該審査の結果を通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた幹事は、交流会の終了後3日以内に、電磁的方法により、当該交流会に係る実績を市長に報告しなければならない。この場合において、当該幹事は、次に掲げる書類に記載された情報の内容を記録した電磁的記録を、当該幹事の使用に係る電子計算機から送信して市長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- (1) 交流会を開催した店舗等が発行した領収書その他の当該店舗等の名称、当該店舗等を利用した日及び当該店舗等における支払額を確認することができる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(給付の決定及び送付)

第7条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該報告に係る交流会について応援ギフトの給付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により応援ギフトの給付の決定をしたときは、速やかに、当該幹事に対し、当該報告に係る交流会について第4条の規定により算定した額に相当する分の応援ギフトを電子メール等により送付するものとする。

(応援ギフトの分配)

第8条 応援ギフトを受領した幹事は、遅滞なく、各参加者に対し、当該参加者1人につき第4条に定める額に相当する分の応援ギフトを分配しなければならない。

- 2 幹事は、前項の規定により応援ギフトを分配する場合は、当該応援ギフトが米子市若者のつながりづくり応援ギフトとして給付されたものである旨を参加者に明示するよう努めるものとする。

(給付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、幹事が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該幹事に係る第7条第1項の規定による応援ギフトの給付の決定を取り消し、既に給付した応援ギフトの額に相当する額の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により応援ギフトの給付を受けたとき。
- (2) 受領した応援ギフトを参加者に分配せず、自己の利益としたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この要綱の規定に違反したとき。

(規定外事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援ギフトの給付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月14日から施行する。